# 旦那(配偶者)の 扶養から外れる要点・手続き 簡単まとめ図解

**™Money Forward** クラウド

## 旦那(配偶者)の扶養から外れる 要点・手続き 簡単まとめ

### 社会保険の扶養から外れる主な条件

被扶養者の年収が以下の基準を超えると、社会保険の扶養から外れる可能性があります。

130万円の壁	配偶者の年収が130万円以上になると、原則としてご自身で社会保険に加入する必要があります。
106万円の壁	年収130万円未満であっても、以下の要件をすべて満たす場合は、社会保険の加入義務が生じます。  ① 学生ではない  ② 週所定労働時間20時間以上
	3 月額賃金8.8万円以上(年額約106万円) 4 雇用期間が2ヵ月を超えて見込まれること
	5 被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時51人以上の事業所で雇用されていること

## 雇用主(人事労務担当者)が行う手続き

従業員が扶養から外れる場合、扶養者の勤務先と従業員(被扶養者)の勤務先の両方で手続きが発生します。



#### 扶養者の勤務先での手続き

配偶者を扶養から外す手続きが必要になります。

- 「健康保険被扶養者(異動)届」に所定の事項を記入します。
- ・扶養から外れる人の健康保険証(被保険者証)を回収し、上記届とともに管轄の年金事務所(または健康保険組合)に提出します。
- ・提出期限は事由発生日から5日以内です。

#### 従業員(被扶養者)の勤務先での手続き

健康保険と厚生年金保険の加入手続きを行います。

- •「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」を管轄の年金事務所(または健康保険組合)に提出します。
- ・提出期限は事由発生日から5日以内です。